

I. 事実の概要

振り込め詐欺グループのリーダーで、老人を騙して金員を交付させる行為を繰り返していた Y は、平成 24 年 10 月 8 日午前 11 時頃、A(76 歳)に対し、同女の息子を装って電話をかけ、「俺、俺。今、ヤクザに麻薬のことで捕まってしまった。とにかく金が必要だ。800 万円をすぐに甲駅に持ってきてくれ...甲駅に着いたら電話をしてくれ。」などと言い、その後甲駅に着いて電話をかけてきた A に対し Y は、「今から指定する口座に金を振り込んでくれ。」などと言って同女を誤信させ、指定した X 名義の銀行口座(以下、「本件口座」とする)に 800 万円を振り込ませた。

同日午後 3 時頃、Y は友人である被告人 X に、「大きな取引があったのだが事情により信用している君の口座(本件口座)に入金させてもらった。さらにこれから取引があって現金が今すぐ必要なのだが...とりあえず 10 万円を君の口座から引き出して運んで来てほしい...後日 2 万円の報酬を渡す。コンビニエンスストアに設置されている ATM でも使って、なるべく早くお願いしたい。」という電話をかけた。X は、この話はおかしいと思い、Y について友人らに尋ねた結果、どうやら Y が振り込め詐欺を行っているとの認識を得た。しかしながら X は、ATM から自己の口座にある現金を引き出すだけなら問題のない割の良いバイトだと考え、電話の直後に最寄りのコンビニエンスストアの ATM にて現金 10 万円を引き出し、同日午後 5 時に Y へそれを手渡した。この時点においても Y は X が自己の行為について認識しているとは気が付いていなかった。

なお、X の口座には本件 800 万円の振り込み以前には預金残高が 0 円だった。

II. 問題の所在

金融機関に対して民法上の預金債権を取得している¹X が、その預金債権の行使として、真正なキャッシュカード等を用いて ATM から現金を引き出した場合にも窃盗罪が成立するか。

III. 学説の状況

甲説：少なくとも刑事法上の評価としては預金債権の成立を肯定すべきでないとして、窃盗罪の成立を肯定する説²

乙説：民法上許される払戻請求を処罰の対象とすることは法秩序の統一性の見地から許されないとして窃盗罪の成立を否定する説³

¹ 最高裁平成 8 年 4 月 26 日判決(民集 50 卷 5 号 1267 頁)は、誤振込の事案について振込依頼人と受取人との間に原因となる法律関係がない場合であっても受取人と銀行との間に振込金相当の普通預金債権の成立を認めている。

² 三浦守「誤振込による預金の払戻しと詐欺罪の成否」『警察学論集 52 卷 11 号』(立花書房[1999 年])200 頁。

³ 松宮光明「過剰入金と財産犯」『立命法学 249 号』(立命館大学法学会[1997 年])404 頁以下。

IV. 判例

名古屋高裁平成 24 年 7 月 5 日判決⁴

1. 事案の概要

A から、X 名義の口座に金銭を振り込むからその金額相当の現金を引き出し指定する場所に宅配便で送って欲しい旨の依頼を受けた X は、自己の口座に振込まれる金銭が犯罪行為に関わる金ではないかという思いがありながら右依頼を了承し、その後氏名不詳者らによる振り込め詐欺によって取得された現金が A により X の口座に振替送金され、X は自己の預金通帳またはキャッシュカードを用いて当該金銭を ATM から引き出した事案。

2. 判旨

(誤振込みの場合でも受取人は銀行に対して振込金相当の普通預金債権を取得する旨の弁護人が引用する) 最高裁判決⁵は、振替送金の受取人は銀行に対して振替総金額相当の預金債権を取得することを認めたにとどまり、受取人による振替送金額相当の預金債権の行使が窃盗や詐欺罪の犯罪行為に当たらないなどということを判示したのではないから、同最高裁判決を論拠として窃盗罪の不成立をいう所論は失当である。

V. 学説の検討

民法と刑法は立法趣旨を異にし、民事上の債権が認められたとしても、犯罪防止等の観点から刑法上の債権を当然に認めることはできない。そもそも、誤振込事案において預金債権の成立が認められるのは、受取人にこれを認めるべき正当な利益があるからではなく、振込制度が現在の経済社会で果たしている機能を前提として、振込依頼人の過失による振込依頼の結果について銀行に不合理な負担を負わせることは適当でないという判断から、受取人に対する払戻しを民事上有効な払戻しとして銀行を免責する点にその実質がある。受取人には本来、誤振込による利益を享受することを認める理由はなく、その払戻しを受けた場合には、いずれにせよ、振込依頼人又は銀行の損失において利得したものであって、民事上不当利得返還の問題として利害調整が図られなければならないこととは別に、刑法上処罰に値すべき行為は刑法上の問題として民法からは独立して評価する必要があると考える。

よって、民事上の債権の成立をもって刑事上も不可罰とする乙説を採用することは出来ない。

受取人に預金債権が成立するとしても、上述のように、受取人に振込による利益の享受を認める理由はなく、最終的にこれを保持できる立場にないのであるから、刑事上の評価としては、その払戻しを求める行為を当然に正当化するような意味で、預金債権が成立するものと解すべきではない。

よって、検察側は甲説を採用する。

⁴ 隄良行「最新・判例解説第 14 回～振り込め詐欺の本犯者との共犯関係が認められない出し子が現金自動預払機で自己名義の預貯金口座から詐欺金相当額の現金を引き出した行為について窃盗罪の成立を認めた事例(名古屋高等裁判所判決 H24.7.5)～」『捜査研究第 61 巻 12 号』(東京法令出版株式会社[2012 年])31 頁以下参照。

⁵ 注 1 と同判例。

VI. 本問の検討

1. Yの罪責について

- (1) Yの、Aに欺罔行為を行って現金800万円を指定口座に振り込ませた行為について1項詐欺罪(246条1項)が成立しないか。
- (2) 1項詐欺罪が成立するには①欺罔行為②相手方の錯誤③処分行為④財物の移転が相当な因果関係にあることが必要である。
- (3) ア. Yは「俺、俺。」と電話で話し始めてAの息子を装った上で、「麻薬」「ヤクザに捕まった」「大変なことになった」などと並べ立ててあたかも息子が危険な状態にあるかのように思わせている。そして「とにかく現金が必要だ」と言うことで、危機にある息子のために800万円必要なのだと思込ませて、現金を振り込ませようとしているので、欺罔行為(①)の要件を満たす。
イ. 次に、Aはこの欺罔行為によって電話をかけてきたYを息子と思い、息子が800万円を必要としているから振り込まねばならないとの錯誤に陥っているので、相手方の錯誤(②)もある。
ウ. AはYに指定された口座に現金800万円を振り込んでいるので、処分行為(③)も認められる。
エ. また、Aの振込により現金800万円の占有がAからXに移転しており、財産上の損害も認められるので、財物が移転したといえる(④)。
オ. ここで、YがAを欺かなければAがXに送金することはなかったのであるから、①～④の間に因果関係も認められる。
- (4) そして、Yは自らが領得する目的で欺罔行為を行っており、詐欺罪の故意および不法領得の意思も認められる。
- (5) よって、Yは1項詐欺罪(246条1項)の罪責を負う。

2. Xの罪責について

- (1) XはYの依頼によって、自身の名義の口座に振り込まれた現金800万円のうちの10万円を引き出している。この行為に窃盗罪(235条)が成立しないか。
まず、本件Xの預金引出行為は自身の有する預金債権の行使に過ぎず、何ら犯罪を構成しないのではないかということについて検察側は甲説を採用するところ、民法上正当な債権の行使であっても刑法上は民法から独立して別個に評価すべきであると考える。
- (2) ア. 窃盗罪における「窃取」とは、他人の占有する財物を、その占有者の意思に反して自己の占有に移転させることを言う。ここで、本問における被告人の引出し行為は民法上有効に成立している預金債権の行使である点、かかる場合にも現金を占有しているATM管理者の意思に反するのかどうか問題となる。
イ. 思うに銀行等の金融機関においては預貯金債権を有する口座名義人が、その預貯金債権の行使として自己名義の通帳やキャッシュカードを用いて預貯金の払戻請求をした場合、どのような場合であってもその払戻請求に応じるわけではない。金融機関は、その預貯金債権が振り込め詐欺被害者の振り込んだ金銭によるものである場合など、預貯金口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用され、または利用されるおそれがあると認められるときには預貯金取引を停止するという預貯金規定に基づいて口座を凍結して預貯金払戻請求には応じないという取扱いをしている。このことから民事上有効な債権の行使として

の現金引出であっても、それは ATM 管理者の意思に反し、ATM 管理者の占有を侵害した
というべきである。

ウ. 本間では、振り込め詐欺被害者である A の振り込んだ金銭を引き出した X は ATM 管理者
の占有する金銭を窃取したといえ、窃盗罪(235 条)の構成要件に該当する。

(3) X が友人らの話から Y が振り込め詐欺に関わっていることを認識していること、および、Y
が Y 自身の口座ではなく、わざわざ自分の口座に送金してきていること、総金額が 800 万円と
いう一般人が日常で扱うことのない大金であることに鑑みれば、X は自身の口座に送金された
本件 800 万円が振り込め詐欺によって詐取された金銭だと容易に認識していたはずである。と
すれば、自己の金銭でないことを知りつつそれを引き出した X には窃盗の故意も認められる。

(4) よって、X の本件行為には窃盗罪(235 条)が成立する。

VII. 結論

Y の行為に 1 項詐欺罪(246 条 1 項)、X の行為には窃盗罪(235 条)が成立する。

以上